

中国における共通報告基準の適用

December 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

中国では、2017 年 7 月 1 日から経済協力開発機構（OECD）による共通報告基準が適用されています。本稿では、どのような口座が報告対象となるのか、また個人、法人の各口座種別により異なるデューデリジェンス手続きおよび実施期限などについて解説します。

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD）による共通報告基準（Common Reporting Standard : CRS）が、2017 年 7 月 1 日から中国において適用されています。同年 5 月 9 日には、国家税務総局、財政部、および金融規制当局などにより、連名で「非居住者金融口座税務関連情報に関わるデューデリジェンス管理弁法（2017 年 14 号公告、以下、14 号公告）」が發布されました。当該公告は、金融機関による報告手続き、報告内容、報告対象金融機関口座、および金融機関が実行すべきデューデリジェンスなどについて規定しています。

背景

2014年にOECDは「金融口座自動情報交換（Automatic Exchange of Information : AEOI）のための新国際基準」を公布しました。これは、海外資産や口座に関して報告すべき所得を隠匿することで、納税者が、その居住国において納税義務を回避することの防止を目的とするものです。現況、中国をはじめとした100カ国以上の国が金融口座自動情報交換のための取り決めに調印しており、それらには、情報交換についての詳細な規則、および金融機関が実施すべき報告やデューデリジェンスに関わる規則などについての共通報告基準について定めた「税務に関する自動情報交換についての多国間協定」も含まれています。

2016年10月14日には、国家税務総局より「非居住者金融口座税務関連情報に関するデューデリジェンス管理弁法（意見募集稿）」が公布され、パブリックコメントの募集が行われました。そして、最終的に14号公告により、共通報告基準が中国においても適用されます。

14号公告により、金融機関は、デューデリジェンスを実施することで非居住者が保有する金融口座を識別し、当該口座についての特定の情報につき、国家税務総局に対して申告することが求められるようになります。その後、国家税務総局は、申告された情報を、口座保有者が居住する国・地域の税務当局と交換することとなります。

報告主体：金融機関

本規定が適用される金融機関としては、預金機関、カストディアン、投資機関、特定の保険機関およびその支店が含まれます。なお、より具体的には、以下のような金融機関が上述の金融機関に該当することとなります。

1. 商業銀行、農村信用合作社、その他民間から預貯金を受け入れている金融機関、および政策性銀行
2. 証券会社
3. 先物取引会社
4. 証券投資基金管理会社、プライベート・エクイティ・ファンド管理会社、プライベート・エクイティ・ファンド管理業務を営むパートナーシップ企業
5. キャッシュバリューのある保険あるいは年金業務を取り扱う保険会社、保険資産管理会社
6. 信託会社
7. 投資、再投資、金融資産の売買を目的として設立された機関・主体（証券投資基金、プライベート・エクイティ・ファンドを含む）、およびその他条件に合致する機関・主体

なお、第7項は主に、未登記で規制下にはないものの、資金を募り投資を実行する私的投資会社を対象としています。

2017年7月1日より、中国にある外国銀行の支店も中国の共通報告基準に関わる規制の適用対象となりました。一方、中国の金融機関の海外支店あるいは子会社については、中国の共通報告基準規制の適用は受けませんが、当該支店あるいは子会社が営業を行っている国・地域の共通報告基準に関わる規制の適用を受けることとなります。

どのような口座が報告対象となるのか？

報告対象口座保有者には、税務上の中国居住者に該当しない非居住者、企業、およびその他組織が含まれます。中国国内の持ち株会社、および中国国内の持ち株会社に対し支配権を行使する税務上の非居住者といった受動的金融主体もまた、報告対象となります。なお、一部の国際組織、政府機関、中央銀行、金融機関、あるいは上場企業は、報告対象から除外されています。例えば、投資ファンドがある銀行に口座を保有しているとして、当該銀行にとって投資ファンドが報告対象の口座保有者に当てはまらない場合でも、投資ファンド自体が国家税務総局に対して共通報告基準に基づいて登録を行い、併せて自らの金融口座保有者についての情報を提供しなければならないといったこともあります。

どのような財務、税務あるいは口座情報が収集・報告される必要があるのか？

条件に適合する金融機関は、国家税務総局に対して、報告対象金融口座保有者の名前、住所、税務上の居住地、税務上の居住地における納税人識別番号、出生地、出生日、口座番号、口座年末残高、および口座への入金について申告を行う必要があります。

デューデリジェンス対象：金融口座

2017 年 7 月 1 日より、当該規制の影響を受ける金融機関は、デューデリジェンスを実施し、既存口座および新設口座の双方につき、報告対象となる情報を特定しなければなりません（2017 年 6 月 30 日以前に既に金融機関で開設済みの口座は既存口座に属し、同年 7 月 1 日以降に新たに開設する口座は原則として新設口座に属するものと見なされます）。なお、新設口座の保有者が、2017 年 6 月 30 日時点で同一の金融機関において一定の条件を満たすその他口座を所持している場合、当該新設口座は既存口座として扱われることとなります。

デューデリジェンス手続きおよび実施期限

14 号公告においては、異なったデューデリジェンス手続きおよび実施期限が、各種金融口座に対して定められています。

【個人】

口座種別	詳細	デューデリジェンス手続き	実施期限
新設口座	2017 年 7 月 1 日以降に開設	口座保有者による声明文書、金融機関による合理性監査	2017 年 7 月 1 日より開始
既存口座 (低額)	2017 年 6 月 30 日現在の口座 合計残高が 100 万米ドル以下	金融機関による保存電子データ検索	2018 年 12 月 31 日までに完了
既存口座 (高額)	2017 年 6 月 30 日現在の口座 合計残高が 100 万米ドル超	金融機関による保存電子・文書データの検索、 及び顧客担当者との顧客の税務上の居住者身分 についての確認	2017 年 12 月 31 日までに完了

【組織機構】

口座種別	詳細	デューデリジェンス手続き	実施期限
新設口座	2017 年 7 月 1 日以降に開設	口座保有者による声明文書、金融機関による合理性監査	2017 年 7 月 1 日より開始
既存口座 (低額)	2017 年 6 月 30 日時点の口座 合計残高が 25 万米ドル以下	なし（状況の変化に従い、継続的監視の対象となる）	なし
既存口座 (高額)	2017 年 6 月 30 日時点の口座 合計残高が 25 万米ドル超	金融機関保有情報の検索、及び特定の状況下では口座保有者からの声明文書を取得	2018 年 12 月 31 日までに完了

金融機関は 2017 年 12 月 31 日までに国家税務総局のウェブサイトで登録手続きを完了し、また毎年 5 月 31 日までに非居住口座保有者の関連口座情報を報告しなければなりません。そして 2018 年 9 月には、国家税務総局は、他の共通報告基準適用司法管轄区域と、初の報告対象口座情報の交換を行うこととなります。金融機関は、2017 年 12 月 31 日までにあらゆる高純額残高口座に対してデューデリジェンス、および修正手続きを実施し、他の金融口座については 2018 年 12 月 31 日までに同様の手続きを行う必要があります。

金融口座の合計残高は、米ドルで表示されます。そして米ドル以外の通貨に関しては、定められた方法により換算を行うこととなります。

考察

当該規制により影響を受ける組織機構には、規制に従った対応を行うことで法令を順守し、コンプライアンスリスクを減少させることが望まれます。また、中国に来てから長期間が経過している駐在員に関しては、元の居住国において税務上の居住者に該当するか確認を行うことが重要となります。というのも、前述の駐在員は、既に母国にて税務上の非居住者に該当するようになっており、そのような状況が金融機関に対して共有されていない可能性が



あります。そして、金融口座の情報が母国の税務当局に提供されることで、予期せぬ課税を受けることも考えられます。

従って、中国国外に金融資産を保有している税務上の中国居住者は、海外における金融口座自動情報交換基準の適用状況について細心の注意を払う必要があるといえます。一例として、香港においては既に共通報告基準に関わる規制が施行されており、中国は報告対象司法管轄区域の一つとなっています。

CONTACT

Mazars

Japan Desk

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. Takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn